

事 業 報 告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）におけるわが国経済は、ウィズコロナへの移行を背景に、景気に緩やかな持ち直しの動きが見られるものの、原材料やエネルギー価格の高騰、円安による物価の上昇や、世界的なインフレの継続、政策的な金利上昇などにより海外経済は減速傾向にあるなど、依然として不透明な状況で推移いたしました。

当社が属する不動産業界におきましては、2022年度の首都圏マンションの供給は前年に対し12.9%減の2万8,632戸となりました。販売平均価格は8.6%上昇し6,907万円、平米単価は9.0%上昇し103.9万円と、平均価格、平米単価のいずれも上昇、2期連続で過去最高値という状況になりました（「首都圏マンション市場動向2022年度」、㈱不動産経済研究所調べ）。

なお、依然として安定した収益が見込める東京の賃貸用不動産に対する投資需要は、堅調に推移しております。

このような状況の中、当社は城南3区を中心に開発を進める新築一棟マンション「Gran Duo」シリーズの物件規模の大型化を進めるとともに、入居者視点を織り込んだ高付加価値物件の開発を推進いたしました。また、相続・資産承継対策に有効で、今後需要の拡大が見込まれる不動産小口化商品「Grand Funding」の販売を積極的に展開するとともに、社内DXの推進に注力いたしました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高20,968,307千円（前期比23.2%増）、営業利益2,518,071千円（前期比43.1%増）、経常利益2,301,517千円（前期比52.2%増）、当期純利益1,593,140千円（前期比54.0%増）となりました。

なお、セグメント別の業績は次のとおりであります。

① 不動産投資支援事業

不動産投資支援事業につきましては、不動産商品16件、建築商品21件を販売いたしました。売上高は20,260,101千円（前期比23.6%増）、セグメント利益は2,417,465千円（前期比43.2%増）となりました。

② 不動産マネジメント事業

不動産マネジメント事業につきましては、管理戸数が堅調に増加したことから、売上高は708,206千円（前期比11.8%増）、セグメント利益は100,606千円（前期比41.4%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資等の総額は116,559千円であります。主な設備投資の内容は、システム導入関連33,261千円、本社等の設備、改修工事に伴う建物10,328千円であります。設備投資のセグメント別内訳は、事業セグメントに資産を配分していないため、記載しておりません。重要な設備の除却、売却等はありません。

(3) 資金調達の状況

新築一棟マンションの用地仕入資金として物件ごとに必要に応じて各金融機関より資金調達をしております。運転資金の機動的な調達を行うため、取引金融機関と総額27億円の当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

(4) 対処すべき課題

① DX推進による優良な自社企画開発物件の安定供給体制の強化

自社企画開発物件である新築一棟マンションGranDuoシリーズ及び中古一棟ビルリノベーションGrandStoryシリーズを安定的に供給する体制づくりは重要な課題です。従来より取り組んできた人員の拡充・情報収集網の構築による用地仕入力及び設計開発力の強化を引き続き推進するとともに、課題解決のため、当社のビジネスモデルの基盤となるワンストップサービスにおけるDXを推進し、安定供給体制の強化を図って参ります。従来、別々に運用していた用地仕入、顧客管理、業務管理等のシステムを戦略的に統合し、必要なデータを社内はもちろん、取引先や業者と連携・共有することで、より密な連携を図るとともに、迅速且つ適切な意思決定に繋げ、物件開発のスピードを向上させて参ります。これらの取り組みにより、当社物件の商品価値を高め、入居率を保持する物件の企画開発を推進してまいります。

② 自社企画開発物件の品質維持・向上

当社において自社企画開発物件の品質は重要と捉えております。今後事業規模の拡大により取扱物件数が増加しても、品質を維持していくため、当社の特徴であるワンストップサービス体制の強化と優良な工事下請け業者の確保、優良な人材の確保及び教育研修の充実を図るとともに、社内に設計・施工部隊から独立した品質管理部隊を設け品質の維持・向上を図っております。また、優良な工事下請け業者の確保のため、「蜂友会」という当社安全協力会を設置し工事下請け業者との協力体制の強化を図っております。

③ ブランド力の強化及び知名度の向上

当社が供給する新築一棟マンションGranDuoシリーズ及び中古一棟ビルリノベーションGrandStoryシリーズは城南3区を中心に展開しております。城南3区を中心としてブランド力を強化し、知名度を高めることにより新規顧客獲得と新規入居者獲得を行うことが、販路拡大につながるため、当社では、費用対効果を見極めながら、広告宣伝活動に取り組んで参ります。

④ 優秀な人材の確保及び教育研修の充実

当社の安定的な成長のためには、不動産の仕入、設計、施工、管理、販売及び入居者募集といった専門的な知識及び経験を有する人材や宅地建物取引士、建築士等の専門的な資格を有する優秀な人材を継続して確保、育成することが重要だと考えております。入社後も定期的に教育研修の機会を与え、専門能力や知識の維持向上を図って参ります。

⑤ 財務基盤の維持・充実

安定的かつ継続的に自社企画開発物件を提供していくためには、金融機関からの資金調達が不可欠であり、金融機関との良好な取引関係を保つことが、安定した借入を継続的に行っていくため必要となります。常に様々な視点から当社のおかれている状況を分析し、定期的に金融機関に業績説明を行い、良好な関係を維持することに努めて参ります。

⑥ コンプライアンス経営の強化

当社は、コンプライアンス経営の重要性を認識しており、当社の継続的な成長や社会的信用の構築に不可欠であると認識しております。そのため、役員及び社員は、常に倫理観を持って行動するよう、定期的にコンプライアンスに関する研修を行っております。また内部監査部、監査等委員会、会計監査人との連携を強化することが監査機能の充実を図り、コンプライアンス強化につながると考え、連携強化を図っております。

⑦ 新規事業の展開について

当社は、主力事業である新築一棟マンション販売を中心に堅調に成長しておりますが、当社の更なる成長の加速と事業の拡大のため、新規事業の開拓を行っていくことが必要不可欠と考えております。中長期的な視点で新規事業を育成し、将来の中核事業の一つへと発展・拡大させるため、企画立案力の強化、人材確保及び積極的な営業活動に取り組んで参ります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	2019年度 第19期	2020年度 第20期	2021年度 第21期	2022年度 (当期)第22期
売 上 高	17,105,507 千円	18,774,727 千円	17,020,985 千円	20,968,307 千円
当 期 純 利 益	548,188 千円	585,075 千円	1,034,458 千円	1,593,140 千円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	55.04 円	58.74 円	104.37 円	160.81 円
総 資 産	13,295,926 千円	12,632,828 千円	16,826,262 千円	20,598,033 千円
純 資 産	4,229,126 千円	4,650,984 千円	5,501,052 千円	6,879,594 千円

(注) 2023年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して「1株当たり当期純利益」を算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資本金又は 出資金	出資比率	主要な事業内容
FAITHアセットマネジメント株式会社	10,000 千円	100 %	不動産ファンド事業及び運用等
フェイスプロパティーズ合同会社	9,000 千円	100 %	不動産転貸借
フェイスFPサロン株式会社	48,000 千円	100 %	経営コンサルティング、宅地建物取引業

(注) 2022年10月1日付でFaithファンズ合同会社からフェイスプロパティーズ合同会社に商号変更しております。

(7) 主要な事業内容

事 業	主 要 製 品
不動産投資支援事業	新築一棟マンションの販売/請負工事/設計
不動産マネジメント事業	管理運営 (入居者募集/入金管理/メンテナンス他)

(8) 主要な営業所および工場

名 称	所 在 地
当社本社	東京都渋谷区千駄ヶ谷

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
165名	8名増	41歳11か月	4.6年

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
西武信用金庫	1,467,991 千円
株式会社みずほ銀行	1,061,500
株式会社徳島大正銀行	630,291

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は2023年5月23日開催の取締役会において、株式会社岩本組の株式100%を2023年7月14日付で取得する決議をし、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。当該株式取得に伴い、2024年3月期第2四半期より、連結決算に移行する予定であります。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

16,000,000株

(注)2023年4月1日付にて実施した株式分割(1株を2株に分割)に伴い、発行可能株式総数は、32,000,000株となります。

(2) 発行済株式の総数

4,980,000株 (自己株式51,318株を含む)

(注)2023年4月1日付にて実施した株式分割(1株を2株に分割)に伴い、発行済株式の総数は、9,960,000株となります。

(3) 株主数

4,473名

(4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社88	2,000,000株	40.58%
蜂谷二郎	456,860	9.27
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	163,700	3.32
小泉和弘	100,000	2.03
山元孝行	83,716	1.70
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	83,000	1.68
吉田俊雄	77,306	1.57
石丸洋介	63,716	1.29
高瀬宏江	60,200	1.22
谷口華恵	41,800	0.85

(注)当社は、自己株式51,318株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として交付された株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)	5,933株	3名

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

(2023年3月31日現在)

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
蜂谷 二郎	代表取締役社長	不動産部門、不動産特定共同事業管掌 FAITHアセットマネジメント株式会社取締役
山元 孝行	常務取締役	工事部門、設計部門、事業開発、広報企画、 FAITHアセットマネジメント株式会社管掌
石丸 洋介	取締役	コーポレート部門（経理、財務、総務人事、法務）、 フェイスプロパティーズ合同会社管掌 執行役員（経理部、財務部担当）
草原 裕之	取締役（常勤監査等委員）	－
香月 裕爾	取締役（監査等委員）	小沢・秋山法律事務所 日本アンテナ株式会社監査役
松下 正美	取締役（監査等委員）	－
石橋 幸生	取締役（監査等委員）	公認会計士・税理士事務所 I & I パートナース代表 株式会社 I & I パートナース代表取締役 株式会社ノーマーク取締役 ティエムファクトリ株式会社監査役 株式会社 V R C 監査役

- (注) 1. 取締役 香月裕爾氏、松下正美氏及び石橋幸生氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、草原裕之氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 監査等委員 石橋幸生氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役 香月裕爾氏、松下正美氏及び石橋幸生氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。執行役員を兼務する取締役1名のほか、不動産部担当 樋口匠、不動産部担当 奥啓二、総務人事部・法務部担当 新井隆、建築一部担当 久野泰浩、建築二部担当 遠藤弘久、広報企画部・事業開発部担当 猪田昌明の7名で構成されております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める金額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる旨を定款に定めております。なお当事業年度末日において、当該契約は監査等委員である取締役 草原裕之氏、香月裕爾氏、松下正美氏及び石橋幸生氏との間で締結しております。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

- a 当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」といいます。）を定めており、その概要は以下のとおりです。
 - ア 基本報酬は、代表取締役・役付取締役・その他の取締役の別、担当領域の規模・当社における重要性、当社の業績や経営状況、経済情勢を総合的に勘案して決定する。
 - イ 監査等委員でない取締役には、基本報酬のほか、業績連動報酬を支給する。
業績連動報酬は、当社の前期営業利益の額に応じ、監査等委員でない取締役全員の業績連動報酬総額を決定し、その範囲内で、各取締役の配分割合を決定する。
 - ウ 監査等委員でない取締役には、非金銭報酬として、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給する。当該報酬は金銭債権とし、監査等委員でない取締役は、当該報酬の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受ける。
 - エ 監査等委員でない取締役については、代表取締役社長の報酬額を最上位とし、役位が下がるにつれて、報酬額が逡減する。また、役位が上がるにつれて、基本報酬及び非金銭報酬の割合を減らし、業績連動報酬の割合を増やす方針とする。
監査等委員である取締役については、客観的立場に基づき経営に対する監督及び助言を行う役割を考慮し、基本報酬のみを支給する。
- オ 基本報酬及び業績連動報酬のいずれも、支給額が決定された後、当該額を12分割した額を1年間にわたり毎月支払う。非金銭報酬は、毎年6月に開催される定時株主総会終了後2か月以内に支給する。
- カ 取締役の個人別の報酬等の決定について取締役その他の第三者へ委任しない。
- キ 取締役会で選定された3名以上の取締役で構成された指名報酬委員会（委員の過半数を社外取締役とする。）が取締役会の諮問を受けて、監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容について審議し、取締役会に答申する。取締役会は、指名報酬委員会の審議の結果を尊重して、監査等委員である取締役を除く取締役の個人別の報酬等の内容を決定する。また、監査等委員である取締役の個人別の報酬額については、監査等委員会において決定する。
- ク 取締役の適正な職務執行を担保するため、取締役に重大な不正・違反行為等が発生した場合の、当該取締役に対する報酬の支給制限あるいは返還について、指名報酬委員会で検討

し、必要に応じて規程によって定める。

- b 決定方針は、取締役会の諮問を受けた指名報酬委員会において審議の上、答申した内容を尊重して、取締役会が決定しております。
- c 監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重することとしており、決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員でない取締役の報酬等限度額は、2021年6月25日開催の第20回定時株主総会において年額2億円以内（使用人兼務取締役の使用人給与は含まない）とし、監査等委員である取締役の報酬等限度額は年額4千万円以内と決議いただいております。また、譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬としての金銭債権の総額は年額5千万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は3名、監査等委員である取締役は4名です。

③取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	126,197 (-)	39,814 (-)	78,385 (-)	7,997 (-)	3 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	32,400 (19,200)	32,400 (19,200)	-	-	4 (3)

- (注) 1. 業績連動報酬は、当社の前期営業利益の額をその指標としており、当事業年度における指標の実績は1,759,771千円であります。業績連動報酬に係る指標に営業利益を用いた理由は、当社の事業による利益に応じた報酬の分配を行うことにより、経営努力の成果を適切に報酬に反映させることができ、企業価値の持続的な向上に対する動機づけになると考えたからです。
2. 非金銭報酬として監査等委員でない取締役に対して株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容は①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に、その交付状況は2. 会社の株式に関する事項に記載のとおりです。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしています。保険料は全額会社が負担しております。なお、当該保険契約の被保険者は当社取締役及び子会社役員となります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先および兼職内容	兼職先と当社との関係
社外取締役 (監査等委員)	香月裕爾	小沢・秋山法律事務所 日本アンテナ株式会社監査役	当社との特別な関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	松下正美	—	—
社外取締役 (監査等委員)	石橋幸生	公認会計士・税理士事務所 I & I パートナーズ代表 株式会社 I & I パートナーズ 代表取締役 株式会社ノーマーク取締役 ティエムファクトリ株式会社 監査役 株式会社VRC 監査役	当社との特別な関係はありません。

② 主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役 (監査等委員)	香月裕爾	当事業年度開催の取締役会19回、監査等委員会26回すべてに出席しております。 主に弁護士としての経験によって培われた幅広い視点から適宜発言を行い、経営に有益な情報を提供するなど、期待される役割を果たしてきました。
社外取締役 (監査等委員)	松下正美	当事業年度開催の取締役会19回、監査等委員会26回すべてに出席しております。 金融機関における長年の経験と直接企業経営に携わった幅広い経営的視点から適宜発言を行うことにより、コーポレート・ガバナンス体制強化に寄与するなど、期待される役割を果たしてきました。
社外取締役 (監査等委員)	石橋幸生	当事業年度開催の取締役会19回、監査等委員会26回すべてに出席しております。 主に公認会計士・税理士としての高度な専門的知識・経験によって培われた幅広い視点から適宜発言を行い、業務執行に対する監督を行うなど、期待される役割を果たしてきました。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	39,000千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は日本公認会計士協会が公表する監査、保証実務委員会研究報告第18号「監査時間の見積りに関する研究報告」及び公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間・配員計画、報酬見積の相当性などを確認し検討した結果、妥当と判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる旨を定款に定めております。なお現在において、当該契約は締結しておりません。

5. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は企業集団における業務の適正を確保するための体制として、2018年11月13日の取締役会にて、「内部統制（業務の適正を確保するための体制）に関する基本方針」を定める決議を行っております。なお、当社は2021年6月25日付で監査等委員会設置会社へ移行したことから内部統制システム構築の基本方針を改定しております。現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

- ① 取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 取締役・従業員の法令遵守と社会に対する責任の認識を明確にするため、企業行動規範及び企業倫理規程、その他主要な規制法令に関連する規程を定め、遵守に向けた取り組みを徹底する。
 - b. 取締役会は、全てのステークホルダーに対する責任を果たすべく、法令、定款及び取締役会規程等の社内規程に則り、経営戦略等重要事項について決定するとともに業務執行を監督する。
 - c. 監査等委員会は、内部統制の整備・運用状況を監査し、取締役と定期的に情報及び意見の交換を行う。
 - d. リスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、部門横断的な法令遵守体制の確立と統括を図る。
 - e. 監査部門は各部門の業務執行の統制状況、内部統制システムの有効性に対する監査を定期的に行うとともに、その結果とその後の改善状況を代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。
 - f. 財務報告の適正性及び法令遵守状況等について、各業務執行取締役から、定期的に確認書の提出を求め、代表取締役社長は財務報告に係る内部統制の評価、報告を行う。
 - g. 内部通報制度の窓口を社内及び社外の双方に設置する。また、その運用に関する規則を定め、通報を行った者の秘匿性の確保と不利益の防止を図る。
 - h. 反社会的勢力への対応を所管する部署を定め、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、その不当要求に対しては組織的な対応をとって、このような団体・個人とは一切の関係を持たない。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a. 取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書取扱規程」等に基づき、定められた期間保存し、取締役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。その上で総務人事部長を情報の保存及び管理を監督する責任者とする。

b. 情報セキュリティ及び情報管理に関する規程を定め、その種類や重要度に応じて適切に作成、保管、廃棄する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 業務に係る各種のリスクに対する適切な管理とリスク発生の防止に努めるため「リスク管理規程」を定め、経営の健全性確保を目指して体制の整備に取り組む。
- b. リスク管理委員会にて、当社を取り巻く様々な潜在的リスクを特定し分析したうえで、これらのリスクの特性に応じた対応策を講じるとともに、定期的にその有効性について評価し、必要に応じて見直しを行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 迅速な意思決定が行えるよう、重畳的な階層を極力排除した組織とする。
- b. 取締役会並びに各取締役の決裁権限を明確に定め、機動的な意思決定が可能となるように、必要に応じて決裁権限委譲の手続を行う。
- c. 全社の重要な事項の決定に際しては、各部門の専門的見地からの意見を反映させるために、各種委員会を設置して、取締役会並びに各決裁権限者の諮問に対する答申を行う。
- d. 中期経営計画、年度予算等を策定し、その進捗状況を定期的に検証し、対策を講ずることを通じて効率的な業務の執行を図る。
- e. 情報セキュリティが確保されたIT環境を常に整備し、経営情報の正確かつ迅速な把握と伝達に資するとともに、業務の効率化を図る。

⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- a. 監査等委員会の職務を補助する使用人は、監査等委員会の要求により設置するものとする。
- b. 前号の使用人の人数、人選等については監査等委員会との間で協議のうえ決定する。
- c. 監査等委員会の職務を補助する使用人は、その職務に従事する間、監査等委員会の指揮・命令に服する。人事異動、処遇の変更については監査等委員会の同意を要するものとする。

⑥ 監査等委員会の職務を補助する使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役及び従業員は、当該使用人に対し監査等委員会からの指示の実効性が確保されるように適切に対応する。

- ⑦ 取締役及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - a. 取締役及び使用人は、監査等委員会から業務執行について報告を求められた場合、又は当社経営に著しく影響を及ぼす重要事項やコンプライアンス違反等の事実が生じた場合には、定められた諸規程に則り、速やかに監査等委員会に報告するものとする。
 - b. 前号の報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを行うことを禁止し、これを周知徹底する。
 - c. 内部通報制度の通報状況について、通報を行った者の秘匿性を確保したうえで定期的に監査等委員会へ報告を行う。

- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a. 監査等委員は、重要な会議に出席するとともに、議事録が作成された場合は、その事務局はこれを監査等委員会に送付する。
 - b. 監査等委員は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役又は使用人は説明を求められた場合には、監査等委員に対し詳細に説明する。
 - c. 監査部門又は会計監査人の行う監査の結果とその改善状況は、監査等委員会にも報告されるものとし、監査等委員会と監査部門又は会計監査人との間で定期的な情報交換を行う。
 - d. 監査等委員の職務の執行について生じる費用等を支弁するため、一定額の予算を設ける。監査等委員がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- ⑨ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - a. 当社に関係会社の所管責任者を設置し、リスクの適切な管理及び経営目標の適正かつ効率的な達成に取り組むものとする。
 - b. 子会社の取締役等の職務の執行については、関係会社管理規程に基づき、その職務の重要度に応じ、当社の所管責任者や取締役会への報告を行うものとする。
 - c. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、当社の内部監査部が定期に子会社の監査を行う。

(当該体制の運用状況の概要)

当社における業務の適正を確保するための必要な体制の運用状況は、以下のとおりであります。

① コンプライアンスの状況

当社の役職員のコンプライアンス意識の向上のため、全役職員を対象として、eラーニングを活用したインサイダー取引防止に関する研修、情報セキュリティに関する研修、パワーハラスメントに関する研修などを行いました。また、業務効率化だけでなく、不正防止の観点からも社内決裁手続きの電子化を進めるなど、コンプライアンスの強化を図っております。

② 取締役の職務執行

取締役会を19回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役間の意思疎通を図り相互に業務執行を監督いたしました。

③ 監査等委員の職務執行

監査等委員会を26回開催し、監査方針や監査計画を協議決定するとともに、取締役の職務執行、法令・定款等の遵守状況について監査いたしました。

④ 内部監査の実施について

内部監査部にて、内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告しております。また監査等委員会、会計監査人、内部監査は互いに連携し定期的に意見交換を行っております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針につきましては、特に定めてはおりません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要な課題の一つと位置付けており、安定的かつ継続的な配当を行うことを基本に、業績推移・財務状況・今後の事業展開等を総合的に勘案しながら、成果の果実を株主と共有すべく、企業価値の向上に応じて配当総額を持続的に高めていくことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。

また、会社法第459条第1項に基づき、期末配当は3月31日、中間配当は9月30日をそれぞれ基準日として、剰余金の配当等を取締役会の決議をもって行うことができる旨を定款に定めております。

当該方針に基づき第22期事業年度の配当につきましては、1株当たり84円としております。

なお、上記配当方針について第23期事業年度より変更し、業績推移・財務状況・今後の事業展開等を総合的に勘案しながら、配当性向35%を目標として配当を実施し、企業価値の向上に応じて配当総額を持続的に高めていくことといたしました。

内部留保資金の用途につきましては、今後の新規事業の展開への備えと物件の開発資金としていくこととしております。